

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第21号

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

藤井康行

《明白な事実誤認の指摘》

公開草案の「会計処理等」のQ1のAでは、(1)(2)(3)の3つ全てが平成17年4月1日から施行されていると書かれているが、(2)の施行は、平成16年10月1日である。ちなみに、3つを略記すると次の通り。

- (1) 免除保険料率の凍結解除
- (2) 最低責任準備金はコロガシ法による。
- (3) 交付金の支払

《代行部分に関する会計処理に関する意見》

公開草案の中で紹介されている意見の中で、「厚生年金基金制度は1つの私的な年金制度であるものの、代行部分に係る債務は、今回の法改正により、もはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府（厚生年金本体）からの借入金（最低責任準備金で評価）と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとする意見」が正しいと考える。

この意見は、Q1のAに掲げられている3つの中で、(2)が最重要であり、これによって、代行部分の意味は根本的に変質したとの理解に基づく。

凍結開始の時においては、将来の凍結解除時の取扱いが不明確であったことから、代行部分の会計処理について他の退職給付と同じ取扱いとしたことには合理性が認められる。

今般の年金制度改革では、正に、凍結解除後の取扱いがコロガシ方式の継続として明確化されたものであり、それによって、代行部分の性質が一変したと考える。

この意見に対する指摘として公開草案には次の3点が紹介されている。しかし、これらはいずれも代行部分を借入金と考えることを否定するものではない。

指摘1：代行部分の給付は従来どおり当該基金が行う。

- 代行部分を借入金と考える意見では、代行部分の給付支払は借入金の返済にあたるものと位置付けられる。すなわち、代行部分の給付支払は、借入金について一定の条件での返済が義務付けられているものと理解される。

指摘2：代行給付が確実に行えるように厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から一定の交付金を受け取ることとされた。

- 交付金の額は最低責任準備金がゼロ以下とならないように工夫して計算式が定められているものに他ならない（交付金は最低責任準備金のコロガシ計算において加算される）。交付金の額の計算式の中で、年金資産の額は考慮されていない。

交付金によって最低責任準備金はゼロ以下にならないけれども、年金資産はゼロになります（運用結果の他にも、加算部分の収支の状況次第でも、その可能性はある）。したがって、そうならないように掛金を負担する義務が事業主にはある。

すなわち、交付金があるからといって、必ずしも代行給付が確実に行えるとは限らない。交付金は借入金の追加と考えられるものであって、代行部分を借入金と考えることに矛盾しない。

指摘3：法律によって借入金が認められていない厚生年金基金において、代行部分に係る債務を借入金と考え、資産運用規模の拡大を図る目的の負債とみることは、取引を擬制しそうる見方となるのではないか。

- 代行部分を会計上借入金と考えることと、厚生年金基金が借入金を認められていないことは関係ない。

なお、負債性の年金資産は従来から存在する。例えば、先物等のデリバティブ、スワップ、為替予約等では、負債となる場合もあり、その場合の年金資産の時価評価額は、従来から純額表示となっている。

結論が出ないからといって、従来の処理を継続すると、将来、割引率が高くなる場合や、国の運用が好調でコロガシ利率が大きくなる場合等では、退職給付債務の額が最低責任準備金の額より小さくなる可能性があり、債務評価として不充分となるのではないか。

なお、公開草案で紹介されている他の意見について簡単にコメントすると次のとおりである。

- ・ 「厚生年金基金を、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されるとみる見方」について：
 - 公開草案に紹介されているように、年金資産が一体として運用・運営されていることから、この見方は妥当ではないと考える。

- ・ 「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」について：
→ この意見は、代行部分の給付を会計上の退職給付と位置付けた上で、その債務評価方法について退職給付債務ではなく最低責任準備金とすることを主張するものであるが、この前提（代行部分の給付を会計上の退職給付と位置付ける）自体に難点があると考える。
なお、この前提の下では、債務評価を退職給付債務の考え方（現価法）から大きく異なる方法によることを主張することは困難である。

以上（この意見は、筆者個人のものであって、所属する法人とは関係ない）